

改正勤務時間条例の施行に伴う勤務時間等について

1 改正の趣旨

人事院は平成 20 年 8 月に、国家公務員の勤務時間が民間企業に比べ 1 日当たり約 15 分長いことから、1 日の勤務時間を 15 分短縮する勧告を出した。

国では、この人事院勧告を受け、平成 21 年 4 月 1 日から勤務時間の短縮を実施することとした。このため、本県においても国等との勤務時間制度の権衡の原則（地方公務員法第 24 条第 5 項）を考慮し、平成 21 年 3 月 17 日に改正条例を公布し、行政職員は平成 21 年 10 月 1 日、学校の教育職員は、平成 22 年 4 月 1 日に施行することとなった。

2 改正の概要

改正項目	改正前	改正後
① 1 週間当たり勤務時間 (第 2 条関係)	40 時間	38 時間 45 分
再任用短時間勤務職員	16 時間から 32 時間までの範囲内	15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内
任期付短時間勤務職員	32 時間までの範囲内	31 時間までの範囲内
② 1 日当たり勤務時間 (第 3 条関係)	8 時間	7 時間 45 分
育児短時間勤務職員	8 時間を超えない範囲内	7 時間 45 分を超えない範囲内
③ 半日勤務時間の割振り変更 (第 5 条関係)	半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間の 2 分の 1 に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。）	4 時間
④ 年次有給休暇の取得単位 (第 13 条第 3 項関係)	1 日、半日又は 1 時間	1 日又は 1 時間

⑤ 育児短時間勤務職員の勤務時間（静岡県職員の育児休業等に関する条例第 12 条関係）

	改正前	改正後
ア	週 5 日、1 日 4 時間（計 20 時間）	週 5 日 1 日 3 時間 55 分（計 19 時間 35 分）
イ	週 5 日、1 日 5 時間（計 25 時間）	週 5 日 1 日 4 時間 55 分（計 24 時間 35 分）
ウ	週 3 日、1 日 8 時間（計 24 時間）	週 3 日 1 日 7 時間 45 分（計 23 時間 15 分）
エ	週 3 日、2 日 8 時間	週 3 日 2 日 7 時間 45 分
	1 日 4 時間（計 20 時間）	1 日 3 時間 55 分（計 19 時間 25 分）

3 施行日

平成 21 年 10 月 1 日 施行	ア 教育委員会事務局（本庁及び各教育事務所）の全職員 イ 中央図書館、総合教育センター、三ヶ日青年の家、焼津青少年の家、観音山少年自然の家及び富士山麓山の村の全職員並びに県立学校の事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員 ウ 市町立学校（政令市立学校を除く。）の県費負担事務職員及び学校栄養職員
平成 22 年 4 月 1 日施行	エ 県立学校の教育職員 オ 市町立学校の県費負担による教育職員

4 勤務時間の調整時間帯（現行の勤務時間の 15 分を減じる時間帯）

学校に勤務する教職員にあっては、「教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和 46 年教育委員会規則第 16 号）（以下「割振り規則」という。）」第 2 条の規定に基づき、所管の教育委員会（県費負担教職員にあっては市町教育委員会）の指示に基づき、校長が所属校の諸条件等をかんがみ行うこととなる。

例 1：勤務終了時刻を 15 分早くする。（例：終了時刻 16 時 45 分 → 16 時 30 分）

例 2：勤務開始時刻を 15 分遅らせる。（例：開始時刻 8 時 → 8 時 15 分）

例 3：勤務開始時刻、終了時刻を合わせて 15 分短縮する。

（例：開始時刻 8 時 → 8 時 10 分 終了時刻 16 時 45 分 → 16 時 40 分）

なお、各市町教育委員会にあっては、児童生徒及び保護者の負担を考慮し、業務開始時刻及び終了時刻の調整を行うことが望まれる。

5 事務職員・学校栄養職員と教育職員における勤務時間の違いへの対応

（平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの対応）

(1) 県立学校

学校ごと（割振り規則第 2 条に基づく）勤務時間を割振ること。

例 1：全事務職員同一の時間帯で勤務時間を割振る。

例 2：2 種類（いわゆる A 勤・B 勤）の勤務時間帯で対応する。

※「静岡県教育委員会職員の勤務時間等を定める要綱（平成 21 年 9 月改正）」第 4 条の規定による。

例 3：休憩時間を 60 分にすることで対応する。（あくまでも期間限定の対応策）

(2) 市町立学校

割振り規則の規定（さらに、市町教育委員会の指示）に基づき、校長が所属校の諸条件等をかんがみ行うこととなる。

6 市町職員との勤務時間の違いへの対応（市町が勤務時間を短縮しない場合）

各市町教育委員会と学校で対応する。

7 休暇簿

年次有給休暇や特別休暇のうち時間取得可能なものについては、残日数に分単位が発生する。平成 21 年 10 月～12 月については、現在の書式を調整してください。

【例】6 月 30 日時点で残日数 20 日

所属長	休暇等月日	請 求	承認申請		本人印
		年次有給休暇 残日数	夏期休暇 残日数	家族休暇 残日数	
	7 月 1 日 13 時 00 分から 7 月 1 日 16 時 45 分まで 期間 日 4 時 00 分	19 日 3 時間 45 分	日	(理由) 日 時 分	
	7 月 7 日 13 時 00 分から 7 月 7 日 16 時 45 分まで 期間 日 4 時 00 分	18 日 7 時間 30 分	日	(理由) 日 時 分	
	7 月 10 日 14 時 00 分から 7 月 10 日 16 時 45 分まで 期間 日 3 時 00 分	日 時間 分	日	(理由 ア) 2 日 4 時 45 分	

8 育児短時間勤務職員の承認の取扱い（10 月 1 日施行対象者）

現在、育児短時間勤務職員の承認を受けている職員については、引続き承認があったこととみなす経過措置がとられている。

9 その他留意点

- (1) 個別の割振りはできない。 ※勤務時間の割振りは、学校単位が基本である。
- (2) 「まとめどり」はできない。 1 日の勤務時間を短縮することが本来の趣旨であるため、課業日に 8 時間勤務することは趣旨に反する。
- (3) 育児短時間勤務者の後補充である任期付短時間勤務職員の勤務時間については、現行のままの勤務時間でよい。

【例】

	育児短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
改正前	4 時間	4 時間
改正後	3 時間 55 分	○ 3 時間 50 分(平成 22 年 4 月から) ○ 4 時間(平成 21 年 10 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで)

※なお、平成 22 年 4 月からは育児短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員の勤務時間を合わせて、1 日当たり 7 時間 45 分、1 週間当たり 38 時間 45 分にすること。

休暇について

1 年次有給休暇

- (1) 年次休暇の使用単位は、1日又は1時間とする。(半日単位は廃止する。)
- (2) 年次休暇の繰越しは、現行どおり。(20日を超えない範囲内の残日数。1日未満は繰り越せない。)

2 年次有給休暇の残日数管理

- (1) 1時間未満の端数についても、残日数として管理する。
- (2) 1時間未満の端数を取得できるのは、残日数が1日未満になり、かつ残日数を使い切る場合のみである。

【例1】年休残日数20日で○月○日に1時間取得し、次いで△月△日に7時間取得した。

$$\begin{array}{rcl} & & 20 \text{ 日} \\ \text{○月○日} & 1 \text{ 時間取得} & \underline{19 \text{ 日}} \quad \underline{6 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}} \\ & \downarrow & \downarrow \text{(19日を分解)} \\ \text{△月△日} & 7 \text{ 時間取得} & \underline{18 \text{ 日} + 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}} - 7 \text{ 時間} + \underline{6 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}} \\ & & = 18 \text{ 日 } 7 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} \end{array}$$

【例2】1時間未満の端数を取得できる場合

- ① 残日数1日3時間15分 1時間未満の端数(15分)は取得できない。
- ② 残日数 3時間15分 残日数0になる場合(3時間15分取得)は可

3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合の時間数

- (1) 常勤フルタイム職員 7時間45分
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分

4 特別休暇

(1) 使用単位

1日又は1時間。ただし、1時間未満の端数があり、そのすべてを使用する場合は、1分を単位とする。

(2) 日に換算する場合の時間数

- ア 常勤フルタイム勤務職員 7時間45分
- イ 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数
- ウ 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分

- (3) 夏季休暇、家族休暇、看護休暇等については、分単位での使い切りの取得が早い時期に出てくる可能性がある。

※使い切り以外の分単位での年休取得については、管理上の問題から不可としている。

5 施行日の年次有給休暇の残日数の取扱い

(1) 教育職員以外の職員(平成 21 年 10 月 1 日施行対象者)

施行日前日までの残日数をそのまま継続する。

(2) 教育職員(平成 22 年 4 月 1 日施行対象者)

ア 勤務形態に変更がない場合

施行日前日までの残日数をそのまま継続する。

イ 育児短時間勤務職員で勤務形態に変更がある場合

次の手順で残日数を決定する。

※勤務時間規則第 9 条の 3 (H21 年度版必携 pp. 2133-2134) 参照

手順 1 1 月 1 日に繰越した日数から 3 月 31 日までに使用した日数を減じる。

手順 2 1 月 1 日に新たに付与された日数に勤務形態ごとの率を乗じて 4 月 1 日からの勤務形態に合った日数に換算する。

手順 3 手順 1 で得た日数に手順 2 で得た日数を加える。

手順 4 手順 3 で得た日数と 3 月 31 日までの残日数を比べ多い日数をもって、4 月 1 日の年次休暇日数とする。

(例) 常勤フルタイム勤務職員から 1 日の勤務時間 3 時間 55 分で週 4 日勤務に変更した場合(3 月 31 日における残日数は、31 日 3 時間)

- ・ 1 月 1 日に繰越した日数……15 日
- ・ 3 月 31 日までに使用した日数……3 日 5 時間
- ・ 1 月 1 日の付与日数……20 日

手順 1 15 日 - 3 日 5 時間 = 11 日 3 時間

手順 2 20 日 × (4 ÷ 5) = 16 日

手順 3 11 日 3 時間 + 16 日 = 27 日 3 時間

手順 4 31 日 3 時間(1 日の勤務時間は 3 時間 55 分)

(3) 付与日数

ア 斉一型短時間勤務職員 20 日 × (1 週間の勤務日数 ÷ 5 日)

イ 不斉一型短時間勤務職員 155 時間 × (1 週間の勤務時間 ÷ 38 時間 45 分)

(参考) 時短前の付与日数

ア 斉一型短時間勤務職員 20 日 × (1 週間の勤務日数 ÷ 5 日)

イ 不斉一型短時間勤務職員 160 時間 × (1 週間の勤務時間 ÷ 40 時間)

(根拠)

ア 斉一型短時間勤務職員 条例第 13 条第 1 項、規則第 9 条第 1 項第 1 号

イ 不斉一型短時間勤務職員 条例第 13 条第 1 項、規則第 9 条第 1 項第 2 号

〈参考〉 規則第9条の3各号に掲げる率の早見表

変更後 変更前	①常勤フルタイム 勤務職員 7時間45分×5日	②斉一型短時間 勤務職員 3時間55分×5日	③斉一型短時間 勤務職員 4時間55分×5日	④斉一型短時間 勤務職員 7時間45分×3日	⑤不斉一型短時間 勤務職員 7時間45分×2日 3時間55分×1日
① 7時間45分×5日		5日/5日	5日/5日	3日/5日	19時間25分 /38時間45分
② 3時間55分×5日	5日/5日		5日/5日	3日/5日	19時間25分 /38時間45分
③ 4時間55分×5日	5日/5日	5日/5日		3日/5日	19時間25分 /38時間45分
④ 7時間45分×3日	5日/3日	5日/3日	5日/3日		19時間25分 /38時間45分
⑤7時間45分× 2、3時間55分×1	38時間45分 /19時間25分	38時間45分 /19時間25分	38時間45分 /19時間25分	38時間45分 /19時間25分	

時間外勤務命令等について

1 行政職員に対する正規の勤務時間以外の勤務命令と休憩時間について

1日当たりの勤務時間（7時間45分）を超えて勤務を命ずる場合において、1日の勤務時間が8時間を超える場合については、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くこと。

＜1日の正規の勤務時間以外に2時間の勤務命令をする場合の例＞
休憩時間15分を確保した上で、勤務時間外命令すること。

(1) 勤務開始又は終了時刻を変更し勤務時間を短縮した場合

(例：終了時刻16時45分→16時30分)

例1：勤務時間外命令 16時30分 から 16時45分（15分）

（この間に休憩時間15分）

勤務時間外命令 17時00分 から 18時45分（105分）

例2：（終了時刻16時30分から16時45分まで休憩時間）

勤務時間外命令 16時45分 から 18時45分（120分）

(2) 休憩時間を15分延長することで勤務時間を短縮した場合

(例：休憩時間45分間→60分間、終了時刻16時45分は変わらず。)

例3：勤務時間外命令 16時45分 から 18時45分（120分）